



# 埼玉県報

第 3083 号  
平成 31 年(2019 年)  
2 月 26 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（教職員採用課）

### 告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 寄居都市計画道路の変更（都市計画課）

- 草加都市計画児童館の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 秩父都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 秩父都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 秩父都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 県道高麗川停車場線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道蓮田白岡久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道蓮田白岡久喜線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）

# 規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

## 埼玉県教育委員会規則第一号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「他の教職に関する科目」を「他の科目」に改める。

第四条第一項中「附則第十八項若しくは附則第十九項」を「附則第十七項若しくは附則第十八項」に改める。

第五条第四項中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第一号在職年数の項を次のように改める。

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位
------	-------------------	-----------------------------------	--------------	--------

別表第一号備考を次のように改める。

備考

一 「教科に関する専門的事項に関する科目」とは、教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。)をいう(別表第二号から別表第五号まで、別表第八号から別表第十号まで、別表第十二号、別表第十三号及び別表十八号の場合においても同様とする。)

二 「各教科の指導法に関する科目」とは、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)をいう(別表第二号から別表第五号まで、別表第八号から別表第十号まで、別表第十二号、別表第十三号及び別表第十七号から別表第十九号までの場合においても同様とする。)

三 「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」とは、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目をいう(別表第二号から別表第十六号までの場合においても同様とする。)

四 単位の修得方法は、在職年数の欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ教科に関する専門的事項に関する科目の欄、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び大学が独自に設定する科目の

欄に掲げる単位を含めて最低修得単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする（別表第二号から別表第五号まで、別表第八号から別表第十号まで、別表第十二号及び別表第十三号の場合においても同様とする。）。

五 教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目以外の科目を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付ける科目を修得するよう努めるものとする（別表第二号から別表第五号まで、別表第八号から別表第十号まで、別表第十二号及び別表第十三号においても同様とする。）。

別表第二号から別表第五号までの在職年数の項を次のように改める。

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	-------------------	-----------------------------------	--------------	---------

別表第六号在職年数の項を次のように改める。

在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	-------------------	------------------------------------	--------------	---------

別表第六号に備考として次のように加える。

備考

一 「領域に関する専門的事項に関する科目」とは、領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。）をいう（別表第七号及び別表第十一号の場合においても同様とする。）。

二 「保育内容の指導法に関する科目」とは、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）をいう（別表第七号及び別表第十一号の場合においても同様とする。）。

三 単位の修得方法は、在職年数の欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ領域に関する専門的事項に関する科目の欄、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び大学が独自に設定する科目の欄に掲げる単位を含めて最低修得単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする（別表第七号及び別表第十一号の場合においても同様とする。）。

四 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目以外の科目を修得するに当たつては、幅広く深い教養を身に付ける科目を修得するよう努めるものとする（別表第七号及び別表第十一号の場合においても同

様とする。)

別表第七号在職年数の項中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

別表第八号から別表第十号までの在職年数の項を次のように改める。

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	-------------------	-----------------------------------	--------------	---------

別表第十一号在職年数の項を次のように改める。

在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	-------------------	------------------------------------	--------------	---------

別表第十二号在職年数の項を次のように改める。

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	-------------------	-----------------------------------	--------------	---------

別表第十三号在職年数の項中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

別表第十四号在職年数の項を次のように改める。

在職年数	養護に関する科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	----------	--------------------	--------------	---------

別表第十四号備考第一号中「教職に関する科目及び養護又は教職に関する科目」を「の欄、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び大学が独自に設定する科目」に、同表備考第二号中「教職に関する科目」を「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

別表第十五号在職年数の項を次のように改める。

在職年数	養護に関する科目	教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
------	----------	--------------------	--------------	---------

別表第十六号在職年数の項中「教職に関する科目」を「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、同表備考中「栄養に」を「の欄、栄養に」に、「及び教職に関する科目」を「の欄及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

別表第十七号を次のように改める。

十七 幼稚園教諭又は中学校教諭の普通免許状から小学校教諭二種免許状を取得

する場合（免許法別表第八―免許法施行規則第十八条の五）

幼稚園教諭 普通免許状	一	七	一	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
小学校教諭 普通免許状	一	七	一	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
中学校教諭 普通免許状	一	七	一	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
高等学校教諭 普通免許状	一	七	一	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

備考 この表に掲げる各科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする（別表第十八号及び別表第十九号の場合においても同様とする。）。

別表第十八号を次のように改める。

十八 小学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状から中学校教諭二種免許状を取得する場合（免許法別表第八―免許法施行規則第十八条の五）

幼稚園教諭 普通免許状	一	七	一	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
小学校教諭 普通免許状	二	五	一	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
中学校教諭 普通免許状	一	一	二	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
高等学校教諭 普通免許状	一	一	二	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

別表第十九号を次のように改める。

十九 中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）から高等学校教諭一種免許状を取得する場合（免許法別表第八―免許法施行規則第十八条の五）

中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	有する必要とする者との関係	有する必要とする者との関係					
一	受けるようとする	受けるようとする					
一	各教科の指導	各教科の指導					
二	<table border="1"> <tr> <td>生徒指導の方法及び</td> <td>教育相談(カウンセリング)に関する知識を含む。の</td> <td rowspan="2">道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に 関する科目</td> </tr> <tr> <td>及び方法</td> <td>及び教育の理論及び方法</td> </tr> </table>	生徒指導の方法及び	教育相談(カウンセリング)に関する知識を含む。の	道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に 関する科目	及び方法	及び教育の理論及び方法	道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に 関する科目
生徒指導の方法及び	教育相談(カウンセリング)に関する知識を含む。の	道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に 関する科目					
及び方法	及び教育の理論及び方法						
六	大学が独自に設定する科目	大学が独自に設定する科目					
九	最低単位数	最低単位数					

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十二号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
ときがわ町	平成二十八年度	地籍図七十三枚	平成三十一年
	平成二十九年度	地籍簿一冊	二月十八日
		大附一地区（大字大附の一部）	



# 告示

## 埼玉県告示第四百四十三号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
狭山市	平成二十八年度地籍簿三冊区（入間川字二、二月十八日	狭山第五十一地 入間川一丁目、 富士見一丁目の 各一部）	平成三十一年 二月十八日

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家

#### 二 代表者の氏名

後藤 美智子

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市泉町九百十一番地三

#### 四 更新後の認定の有効期間

平成三十年十二月二十七日から平成三十五年十二月二十六日まで

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人 勇優雅 会 アイリスクリ ニック イオンモ ール春日部医院	医療法人勇優 雅会	春日部市下柳四八一イオンモ ール春日部一〇六四C区画	平成三十 一年一月一日
菖蒲むらた眼科	村田 和久	久喜市菖蒲町菖蒲字伊勢浦六 〇〇五―一モラージュ菖蒲三 階	平成三十 一年二月一日
八潮駅前よつば耳 鼻咽喉科	野口 和広	八潮市大瀬一―四―三Yビル 五F	平成三十 年十一月一日
医療法人社団 斐 翔会 ふたむら内 科クリニック	医療法人社団 斐翔会	鴻巣市天神四―五―七四	平成三十 一年一月一日
志木ファミリークリ ニック	関谷 徳泰	志木市本町五―一二―二二G RACE一階	平成三十 一年二月一日
医療法人社団 圭 仁会 ぎんなんクリ ニック	医療法人社団 圭仁会	狭山市祇園二六―三一	平成三十 一年一月四日

あい薬局	入間川オレンジ薬局	あおい薬局	ウエルシア薬局春日部駅西口2号店	医療法人 嵩志会 籠原COCO歯科 医院	おがわ歯科医院	戸田サクラ歯科	黒川歯科医院	うえだ歯科医院	はすだセントラルクリニック
株式会社秋人舎	株式会社ビルダボンド	あおい合同会社	ウエルシア薬局株式会社	医療法人嵩志会	小川 千尋	医療法人社団 桜歯友会	黒川 竜太郎	医療法人うえだ歯科医院	医療法人社団 彩悠会
本庄市東台四―一―二三	狭山市富士見一―七―三三	春日部市下柳一四二九―八	春日部市中央一―四九―一	熊谷市籠原南二―三一―一	朝霞市三原一―一―一三	戸田市上戸田四―一〇―四	北葛飾郡杉戸町宮前七二―七	春日部市南一―九―四七	蓮田市黒浜六七八
平成三十一年一月一日	平成三十一年一月一日	平成三十一年一月一日	平成三十一年二月一日	平成三十年四月二日	平成三十一年二月一日	平成三十一年一月一日	平成三十一年一月八日	平成三十一年一月一日	平成三十一年一月一日

ウエルシア薬局深谷仲町店	あおぞら薬局	訪問看護ステーション デューン鴻巣
ウエルシア薬局株式会社	株式会社HOPEMEディカル	株式会社N・フイールド
深谷市仲町七―一〇	吉川市高富二―一〇―二〇	鴻巣市中央一―三九
平成三十一年二月一日	平成三十一年一月一日	平成三十一年二月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
白 英祐		永信堂整骨院	東京都足立区関原二―三二―一		平成三十一年一月一日
本多 聖		鳴子接骨院	戸田市笹目二―二二―一		平成三十一年一月十日
本多 聖恵		鳴子接骨院	戸田市笹目二―二二―一		平成三十一年一月十日
時崎 太治		MJG接骨院三郷早稲田院	三郷市早稲田五―六―一		平成三十一年二月四日
木村 健		ふたば整骨院	東京都中野区弥生町三―二七―一四		平成三十一年二月一日
高柳 重嗣		こくさいじ接骨院	深谷市国済寺三三一―一		平成二十五年五月一日

工藤 潤	福井 洋介	河井 高	木村 和也	渡邊 仁通	高橋 佑太	田中 紹
院北本店 からだ元気治療	療院けやき すはりきゆう治	株式会社おあし マッサージレイ ス治療院練馬東	坂田鍼灸治療院	指圧治療院わた なべ東松山	マッサージレイ ス治療院練馬東	MJG接骨院川 口柳崎院
北本市東間七―一―ニュー マリツチ斎藤一〇一	久喜市緑一―一九―三	東京都練馬区北町七―一二 ―六ア―バンパレス一 号館 一〇一号室	東京都北区滝野川七―二二 ―六IMAビル二F	東松山市箭弓町一―一七― 九ルネスカーサー一〇八	東京都練馬区北町七―一二 ―六ア―バンパレス一 号館 一〇一号室	川口市柳崎一―二〇―四一
平成三十年 十一月一日	平成三十一年 一月二十三日	平成三十一年 二月一日	平成三十一年 一月一日	平成三十一年 二月一日	平成三十一年 二月一日	平成三十年 十一月十二日

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
さくらYashioクリニック 医療法人社団 豊栄会 杉戸い わたけ眼科	名称	さくらファミリークリニック 医療法人社団 豊栄会 えぐち眼科	さくらYashioクリニック 医療法人社団 豊栄会 杉戸いわたけ眼科
おおたけ眼科 小手指医院	名称	いいだ眼科	おおたけ眼科 小手指 医院
石川医院	名称	石川医院耳鼻咽喉科	石川医院
むらかみ歯科医 院	所在地	草加市手代町三九〇― 一	草加市手代三―二一― 一〇
すずらん歯科ク リニック	所在地	富士見市鶴馬三四八五 ―ダイエー三芳店プ リズム一F	富士見市鶴馬三四八五 ―第五マツモトビル (プリズム)一F
手代薬局	所在地	草加市手代町一二五― 三	草加市手代一―四―九
ファーコス薬局 入間	名称	アサヒ調剤薬局 入間 店	ファーコス薬局 入間

二 指定施術機関

石関 武	氏名
施術所	変更事項
所在地	
二三―七 草加市手代町一〇	変更前
一―五 草加市手代三―八	変更後



# 告示

## 埼玉県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
八潮駅前よつば耳鼻咽喉科 医療法人社団 斐翔会 ふたむら内科 クリニック	八潮市大瀬一―二―二SKビル 三F 鴻巣市天神四―六―三五	平成三十年十月三十一日 平成三十年十二月三十一日
堀江医院 医療法人社団 圭仁会 ぎんなんクリニック	所沢市小手指町三―一―一六 狭山市入間川二―六―二二 第二甲田ビル三F	平成二十七年十一月三十日 平成三十一年一月三日
本田胃腸・内科クリニック	新座市馬場一―四―一七	平成三十年十月七日
はすだセントラルクリニック	蓮田市黒浜六七八	平成三十年十二月三十一日
うえだ歯科医院	春日部市南一―九―四七	平成三十年十二月三十一日

あおぞら薬局	わかば薬局 新座店	あい薬局	グラム調剤薬局 狭山店	あおい薬局	藤井歯科医院	籠原ＣＯＣＯ歯科 医院	医療法人 互恵会 かみの歯科医院	町田歯科クリニック	戸田サクラ歯科	アピタ歯科医院
吉川市高富二―一〇―二〇	新座市馬場一―四―一七	本庄市東台四―一―二三	狭山市入間川二―六―二三第二甲田ビル一階	春日部市下柳一四二九―八	北本市東間一―五九山ロビル一F	熊谷市籠原南二―三一―	熊谷市上之一九八〇―四	狭山市中央二―一―マルエツ入間川店二階	戸田市上戸田四―一〇―七―一〇二	鴻巣市袋九〇―一アピタ吹上店一階
平成三十年十二月三十一日	平成三十年十二月三十一日	平成三十年十二月三十一日	平成三十年十二月二十九日	平成三十年十二月三十一日	平成三十年十二月三十一日	平成三十年四月一日	平成三十一年一月十七日	平成二十八年一月三十一日	平成三十年十二月三十一日	平成三十一年一月十五日

二 指定施術機関

氏名	升 幸子	會田 信幸	堀 桂子	堀 純
住所				
施 術 所	名称	升 整 骨 院	ま ご こ ろ 治 療 院	ま ご こ ろ 治 療 院
所 在 地	所在地	所 沢 市 西 狭 山 ヶ 丘 一 一 二 四 三 四 一 六	東 京 都 葛 飾 区 堀 切 四 一 一 〇 一 三 坂 田 ビ ル 一 F	さ い た ま 市 大 宮 区 桜 木 町 二 一 三 二 四 一 一 松 本 ビ ル 四 F
廃止年月日	平 成 三 十 一 年 一 月 一 日	平 成 二 十 八 年 十 二 月 三 十 一 日	平 成 三 十 年 十 二 月 三 十 一 日	平 成 三 十 年 十 二 月 三 十 一 日

# 告 示

## 埼玉県告示第百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	辞退年月日
つちだクリニク	春日部市一ノ割一七二六	平成三十年十二月三十一日
第1さくらい医院	鴻巣市本町三―一〇―三四	平成三十一年一月三十一日
ソフト歯科	蕨市中央三―二〇―一三マル エツ蕨店一F	平成三十一年一月三十一日

# 告示

## 埼玉県告示第百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日	
医療法人社団 協友会 吉川 中央総合病院 通所リハビリテ ーション		吉川市平沼一 一		医療法人社団 協友会		通所リハビリ テーション 介護予防通所 リハビリテー ション		平成三十年八月 一日	
グループホーム らんらん倶楽部		児玉郡神川町 熊野堂二五七 八		悠馬エンター プライズ有限 会社		訪問リハビリ テーション 通所リハビリ テーション 居宅療養管理 指導 介護予防訪問 看護		平成三十年十二 月一日	
医療法人財団 明理会 イム ス富士見総合 病院		富士見市鶴馬 一九六七―一		医療法人財団 明理会		介護予防訪問 リハビリテー ション 介護予防通所 リハビリテー ション 介護予防居宅 療養管理指導			



# 告示

## 埼玉県告示第百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
むらかみ歯科医院	事業所所在地	草加市手代町三九〇―一	草加市手代三―二一―一〇	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
特別養護老人ホーム安誠園	事業者所在地	桶川市川田谷四九四八―一	桶川市若宮一―五―二	短期入所生活介護 介護老人福祉施設 介護予防短期入所生活介護
介護老人保健施設ケアステーション所沢	事業所名称	老人保健施設ケアステーション所沢	介護老人保健施設ケアステーション所沢	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護

ヘルパーステーション 薫風園	介護老人福祉施設 ウエルハーネス上尾		マコト	介護老人保健施設 薫風園		介護老人保健施設 飯能リハビリ館	本庄デイ・サービスセンター
事業者名	事業所所在地	事業者所在地	事業所所在地	事業所名	事業所所在地	事業所名	事業者所在地
毛呂福祉法人 社会福祉院	上尾市向山八五	上尾市向山八五	入間市宮寺四二二一	老人保健施設 薫風園	入間郡毛呂山八町毛呂本郷三	老人保健施設 飯能リハビリ館	桶川市川田谷四九四八
社会福祉法人 埼玉医療福祉会	上尾市向山一四一七	上尾市向山一四一七	入間市狭山台六一二二	介護老人保健施設 薫風園	入間郡毛呂山八町毛呂本郷字沢又六九一	介護老人保健施設飯能リハビリ館	桶川市若宮一五二
訪問介護	短期入所生活介護 介護老人福祉施設		福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	介護予防短期入所療養介護	介護予防通所リハビリテーション 介護老人保健施設 短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション 介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション	通所介護



本庄東地域包括支援センター安誠園		在宅介護支援センター安誠園	訪問介護サービス なの花		ケアステーション ゆずり葉	
事業所名	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地
本庄東地域包括支援センター安誠園	桶川市川田谷四九四八―一	桶川市川田谷四九四八―一	草加市手代町一〇〇九―一	草加市手代町一〇〇九―一	草加市苗塚町三九四―一	草加市苗塚町三九四―一
本庄東地域包括支援センター安誠園	桶川市若宮一―五―二	桶川市若宮一―五―二	草加市手代町二―一七―一七	草加市手代町二―一七―一七	草加市北谷一―二二―一	草加市北谷一―二二―一
介護予防支援		居宅介護支援	訪問介護		訪問介護	

告示

埼玉県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会医療法人至仁会 圏央所沢病院	所沢市東狭山ヶ 丘四―二六九二 ―一	訪問リハビリテーシ ョン 介護予防訪問リハビ リテーション	平成二十二年十 二月十日
医療法人善心会 居 宅介護支援ステーシ ョン	熊谷市柿沼三三 四―一	居宅介護支援	平成三十一年一 月三十一日
わかば薬局	蕨市南町三―七 ―二二	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 特定福祉用具販売	平成十四年一月 三十一日
パナソニックエイジ フリー介護チェーン 所沢	所沢市小手指町 四―一九―八キ ングスヴィレッ ジ―一〇号	特定介護予防福祉用 具販売	平成二十八年三 月三十一日

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グランエミオ所沢

埼玉県所沢市くすのき台一丁目十四番地五

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）所沢駅東口駅ビル計画（Ⅰ期）

埼玉県所沢市くすのき台一丁目一番一外

（変更後）グランエミオ所沢

埼玉県所沢市くすのき台一丁目十四番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 未定

（変更後） 株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計五十七者

#### ハ 変更年月日

平成三十年三月二日

#### ニ 届出年月日

平成三十一年二月十四日

#### 二 縦覧期間

平成三十一年二月二十六日から平成三十一年六月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年二月二十六日から平成三十一年六月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

南桜井ショッピングプラザ

埼玉県春日部市大倉四百九十六―十二外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地―一

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

（変更後）株式会社ミスターマックス・ホールディングス

代表取締役 平野能章 福岡県福岡市東区松田一丁目五番七号

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

#### ハ 変更年月日

平成三十年十二月三日外

#### ニ 届出年月日

平成三十一年二月八日

#### 二 縦覧期間

平成三十一年二月二十六日から平成三十一年六月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年二月二十六日から平成三十一年六月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

南桜井ショッピングプラザ

埼玉県春日部市大倉四百九十六―十二外

#### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一四五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一四五台

#### ハ 変更年月日

平成三十一年十月九日

#### ニ 届出年月日

平成三十一年二月八日

#### 二 縦覧期間

平成三十一年二月二十六日から平成三十一年六月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十一年二月二十六日から平成三十一年六月二十六日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、寄居都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第百五十六号

草加市から草加都市計画児童館の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十七号

秩父市から秩父都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十八号

秩父市から秩父都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十九号

秩父市から秩父都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により坂戸市から坂戸都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高麗川停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
日高市高麗川二丁目三番一、二地先 から同市高麗川二丁目二、八番二地 先まで	日高市高麗川二丁目三番一、二地先 から同市高麗川二丁目三番一、二地 先まで	区 間
一八・〇〇〇〜三二・〇〇	一八・〇〇〇〜一八・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三四四・〇〇	一〇・〇〇	延長 (メートル)
日高市道の県道昇格		備 考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田白岡久喜線
- 三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
蓮田市大字黒浜字椿山二八二六番二 地先から同市大字黒浜字新切山三五 三五番二九四地先まで		区  間
一二・二一〇 一五・九九	九・一〇〇 一五・九九	敷地の幅員 (メートル)
二〇二・五〇		延 長 (メートル)
		備  考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>蓮田白岡久喜線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市大字黒浜字椿山二八二六番二地 先から同市大字黒浜字新切山三五三五 番二九四地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年二月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十一年二月二十六日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第十一号で告示 した道路予定区域の供用開始である。 延長 二〇二・五〇メートル</p>	<p>備考</p>